府　令

○内閣府令第四十六号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第百二十五条の二第一項第三号」を「第百二十五条の二第三号」に改め、同条第四号中「第百二十五条の二第一項第二号」を「第百二十五条の二第二号」に改める。

第二条第十六号中「平成二十四年厚生労働省令第十五号」の下に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第九十四条の二第一号、第二号及び第四号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第百二十五条の二第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第二百十五条第一項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定通所支援基準」に、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の七」を「第五十四条の八」に改める。

第一条第一号中「第五十四条の六第一号、第五十四条の七第二号」を「第五十四条の六第一号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第二号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第三号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第四号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第五十四条の四」の下に「、第五十四条の八第二号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条第十二号中「平成十八年厚生労働省令第百七十一号」の下に「。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。」を加え、「同令」を「指定障害福祉サービス等基準」に改める。

第五十四条の五中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十四条の六中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「」及び「」という。）」を削り、「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改める。

第五十四条の七中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第五十四条の八　次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。

二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。